

タイ向け青果物の選別・梱包施設に係る 規制への対応について

タイ向け青果物の選別・梱包施設に係る規制について（概要）

- ◆ 一部の青果物（りんご、いちご等）の選別・梱包施設について、**食品衛生の観点**から、**保健省告示第386号**に基づき、同号に定められる基準と同等以上の基準に適合していることの証明書を取得することが必要です（2019年8月～）。
- ◆ また、上記以外の青果物の選別・梱包施設については、**保健省告示第420号**に基づき、**食品衛生の観点**から、同号に定められる基準と同等以上の基準に適合していることの証明書を取得することが必要です。
- ◆ 告示第420号に係る証明書は、2021年10月7日（タイ現地の輸入者が2021年4月11日よりも前に輸入許可を得ている場合）から必要となりました。

第386号対象の青果物※

・ニンニク ・キュウリ ・リンゴ
・キャベツ ・トマト ・イチゴ
・ネギ ・メロン ・ブドウ
・キノコ類 ・スイカ ・ミカン
・ニンジン ・日本梨
等

・ながいも
・さつまいも

第420号対象（第386号対象以外）の青果物

・柿
・ナス
・キウイ
・サクランボ
・モモ
等

告示第386号又は第420号に関する証明書として認められている証明書の例

認定主体	認定・証明書発行の詳細	使用の可否	
		386号	420号
国	「タイ向け輸出青果物の取扱要綱」に基づく証明書（※1） 個別選果の施設が対象となります。詳しくは こちら の「農林水産省におけるタイ向け輸出青果物の証明書発行について」を参照ください。	○	○
	「タイ向け輸出食品の取扱要綱」に基づく証明書（※2） 都道府県等が策定したGAP等に基づき、定められた衛生管理が実施されていることを第三者が確認していることを証明する書類が必要です。		○
都道府県	「タイ向け輸出青果物の取扱要綱」に基づく証明書（※1） 証明書の発行を行っているかどうかについて、施設が所在する各都道府県に御確認ください。 （「タイ向け青果物の食品衛生に係る証明書に関する都道府県お問い合わせ窓口及び対応状況」は こちら ）	○	○
登録認定機関	「タイ向け輸出青果物の取扱要綱」に基づく証明書（※1） （登録認定機関の一覧は こちら ）	○	○
民間機関	① JFS-B(製造セクター) 及びJFS-C(製造セクター) の認証書 ② GLOBAL G. A. P.(選別・梱包施設部分（「生産物の取り扱い」が認証範囲に含まれるものに限る）） ③ ASIAGAP（選別・梱包施設部分（「農産物取扱い工程」が認証範囲に含まれるものに限る）） ④ JGAP2016（選別・梱包施設部分（農産物取扱い工程）が認証範囲に含まれるものに限る） ⑤ ISO22000 ⑥ BRC Global Standard for Food Safety ⑦ FSSC22000	○	○

※1「タイ向け輸出青果物の取扱要綱」(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_asia-619.pdf)に基づき認定・発行

※2「タイ向け輸出食品の取扱要綱」(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_asia-620.pdf)に基づき認定・発行

品目と対応が必要な規制の関係について

タイ向けの青果物の輸出にあたって、品目によっては、保健省告示第386号及び第420号に基づく、**食品衛生の観点**からの選別及び梱包施設の認定に加え、**植物検疫の観点**からの選別・梱包施設の登録及び生産園地の登録が必要になりますので、ご注意ください。

日本から輸出可能

第386号対象の青果物

- ・ニンニク
- ・キャベツ
- ・ネギ
- ・キノコ類
- ・ニンジン
- ・キュウリ
- ・トマト
- ・メロン
- ・スイカ
- ・日本梨
- ・リンゴ
- ・イチゴ
- ・ブドウ
- ・ミカン

等

第420号対象（第386号対象以外）の青果物

- ・柿
- ・ナス
- ・キウイ
- ・サクランボ
- ・モモ

等

植物検疫※1
(登録等が必要)

- ・ながいも
- ・さつまいも

等

日本から輸出不可※2

- ・西洋梨
- ・ビワ
- ・カボチャ
- ・ピーマン
- ・トウモロコシ

等

※1 詳しくは植物防疫所のホームページをご覧ください。
(URL : <http://www.maff.go.jp/pps/j/search/bilateral.html>)

※2 詳しくは植物防疫所のホームページをご覧ください。
(URL : <http://www.maff.go.jp/pps/j/search/ekuni/as/thailand/index.html>)

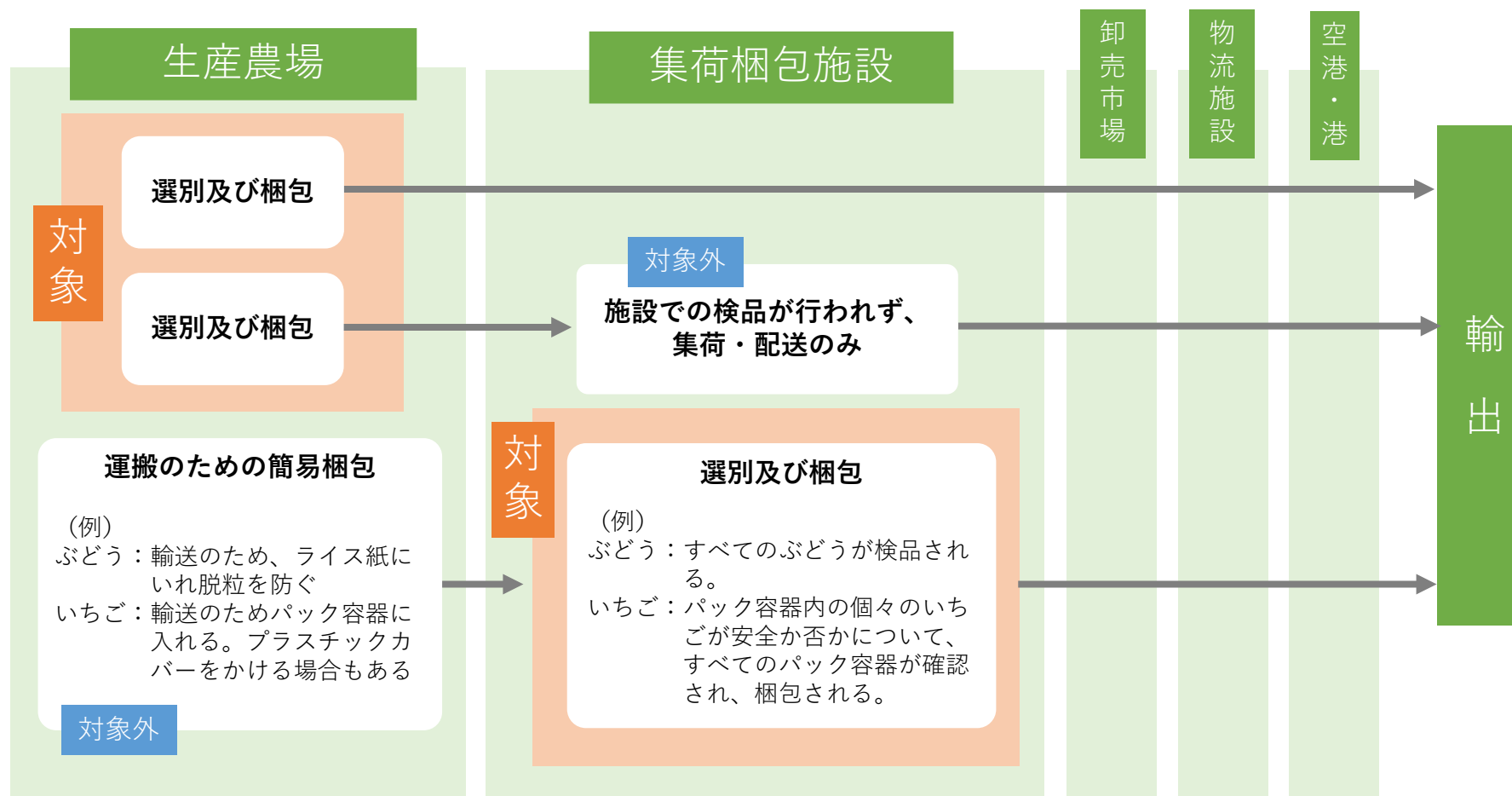
※3 上記の規制以外にも、残留農薬の対応など必要な輸出先国への規制もあることにご留意ください。

対象となる選別及び梱包施設について

対象施設

原則、選別及び梱包を行うすべての段階で施設認定が必要です。

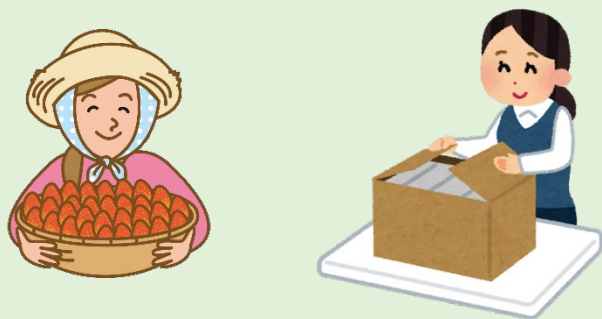
ただし、生産者が生産現場で、**運搬のために簡易包装**を行い、別の施設にて選別及び梱包を行う場合等の生産農場での証明書は**不要**です。



対象施設の例 1（いちごの例）

原則、**選別及び梱包を行うすべての段階で施設認定**が求められています。
生産者が選別・梱包をする場合は、認定が必要なので、ご注意ください。

生産園地



生産者が選別・梱包を完了

【植物検疫】

園地登録、選別・梱包施設の登録が**必要**

【タイ保健省告示第386号・第420号】

認定が**必要**

集荷場



生産者が選別・梱包した状態
と同じ

【植物検疫】

選別・梱包施設の登録は**不要**

【タイ保健省告示第386号・第420号】

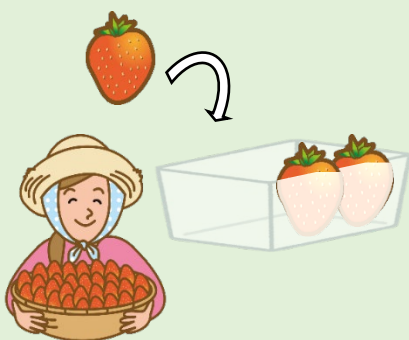
認定は**不要**

輸出

対象施設の例 2（いちごの例）

原則、選別及び梱包を行うすべての段階で施設認定が求められています。
ただし、生産者が生産現場で、**運搬のために簡易包装**を行い、別の施設にて選別及び梱包を行う場合等の生産農場での証明書は**不要**です。

生産園地



生産者が運搬のための
簡易梱包を実施

【植物検疫】

園地登録が**必要**

【タイ保健省告示第386号・第420号】

認定は**不要**

集荷場



入荷した青果物を
選別・梱包

【植物検疫】

選別・梱包施設の登録が**必要**

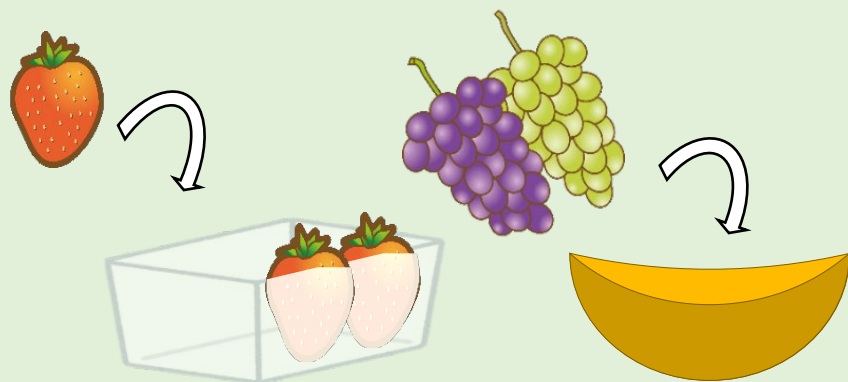
【タイ保健省告示第386号・第420号】

認定が**必要**

輸出

簡易梱包、選別・梱包の例（ぶどう・いちごの例）

簡易包装



生産者が運搬のために行う簡易梱包

（例）

- ぶどう：輸送のため、ライス紙にいれ脱粒を防ぐ。
- いちご：輸送のためパック容器に入れる。
プラスチックカバーをかける場合もある。

選別・梱包



青果物の選別・梱包

（例）

- ぶどう：すべてのぶどうが検品され、
選別・梱包される。
- いちご：パック容器内の個々のいちごが
安全か否かについて、すべての
パック容器が確認され、梱包
される。

ラベルについての注意点

- ◆ 告示第386号の対象となる品目については、タイ政府が定めた「食品医薬品検査所における残留農業有害物質を含有している可能性がある輸入生鮮野菜及び果実監視施策に従ったガイドライン（輸入者用）（改訂版）」（[12.pdf](#)）により、商品に『選別梱包施設の名称』『選別梱包施設の所在地』『生産国』『製品名』の記載が求められています。
- ◆ 具体的には、下記の例のようなラベルが考えられますが、下記の例以外でも、求められている情報が記載されていれば、認められると考えられます。

（例１）植物検疫上のラベル（※）に追記する場合

Produce of Japan	
Name of exporting company	ABC Co Ltd
Name of Fruit	Apples
Name of packing house	YZ Packing House
Address of packing house	1-2-3 XXX,YYY,Tokyo,456-7890
Packinghouse code (PHC)	X-001
Production unit code (PUC)	W-555
EXPORT TO THAILAND	

（例２）植物検疫上でラベルが求められている品目以外の場合

Name of Vegetables	Spinach
Name of packing house	YZ Packing House
Address of packing house	1-2-3 XXX,YYY,Tokyo,456-7890
Country of origin	Japan
Reference Number	123456789

※植物検疫上で求められるラベルの様式、必要な品目については、詳しくは植物防疫所のＨＰをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/pps/j/search/bilateral.html>
二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領：植物防疫所
[yoko2300_6_thailand.pdf](#)

◆ タイ保健省告示第386号及び食品医薬局通知 日本語仮訳

告示及び通知 https://www.jetro.go.jp/view_interface.php?blockId=28718633

◆ タイ保健省告示第420号及び食品医薬局通知 日本語仮訳

告示 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/24.pdf

通知 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/30.pdf

◆ 残留農薬基準値

農林水産省HP https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

* 主要輸出先国・地域等の残留農薬基準値の設定状況と、我が国の残留農薬基準値を掲載しています。

◆ 植物防疫所

問い合わせ先 <http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/outline/contact.html>

◆ 本省

輸出・国際局 規制対策グループ

☎ 03-3501-4079

◆ 地方農政局

北海道農政事務所（生産経営産業部 事業支援課）

☎ 011-350-7661

東北農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 022-221-6402

関東農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 048-740-0111

北陸農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 076-232-4233

東海農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 052-715-3073

近畿農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 075-414-9101

中国四国農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 086-230-4246

九州農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 096-300-6199

沖縄総合事務局（農林水産部 食料産業課）

☎ 098-866-1673